

インターネット関連法律の全体動向

岡村 久道 ●弁護士：国立情報学研究所 客員教授

個人を識別する「番号法」、その関係法律を一括改正する「整備法」が成立した。「公選法」改正でネット選挙が解禁されたが、さほど活用されないという課題が残った。

2013 年春の通常国会では、複数のインターネット関連法案が可決成立しており、しかも重要なものが多い。その一覧は、資料 5-1-1 を参照されたい。以下、成立した個々の法案について、重要度が高い順に説明する。

資料 5-1-1 関連法律の全体動向

法令（成立日順）	成立日	公布日
公職選挙法（改正）	2013 年 4 月 19 日	2013 年 4 月 26 日
番号法	同年 5 月 24 日	同年 5 月 31 日
番号法に伴う整備法	同上	同上
内閣法（改正）	同上	同上
地方公共団体情報システム機構法	同上	同上
電波法（改正）	同年 6 月 5 日	同年 6 月 12 日
ストーカー規制法（改正）	同年 6 月 26 日	同年 7 月 3 日

出典：執筆者が作成

■番号法

今回成立した法案の中で、最も重要なものが番号法である。正式名称を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」という。

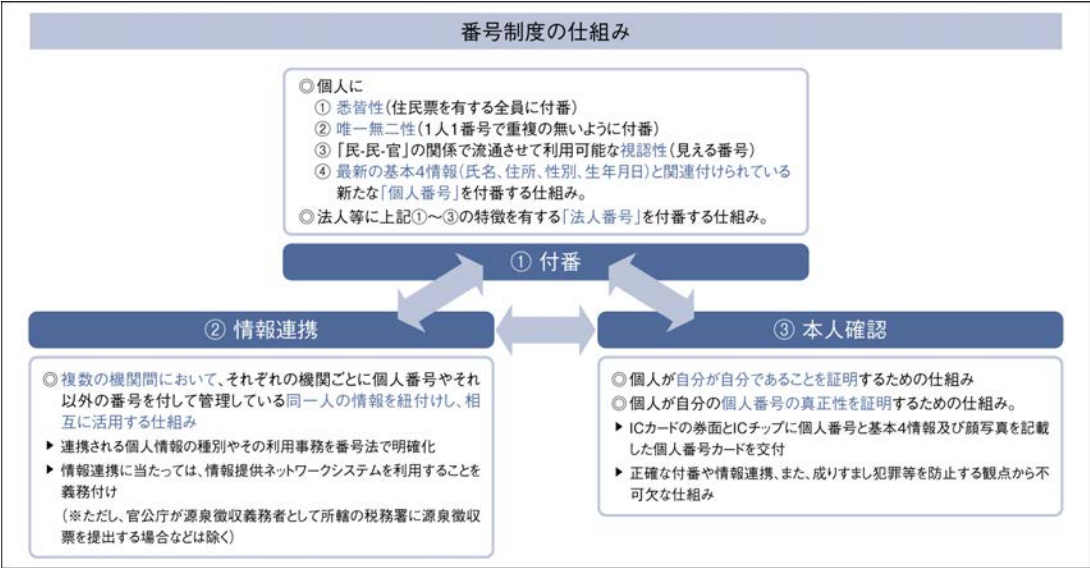
前政権の下ではマイナンバー法案という愛称で呼ばれていたが、2012 年末の衆議院解散のために成立に至らなかった。現政権の下で一部修

正した法案が成立した。

本来は、税保一体改革を前提とする社会保障・税番号制度を導入するための法律である。しかし、立法準備段階で東日本大震災が発生したことから、災害対策分野にも適用されることになった。

以下、資料 5-1-2 に従って概要を説明する（丸囲み数字は同資料に対応）。

資料 5-1-2 番号制度の仕組み

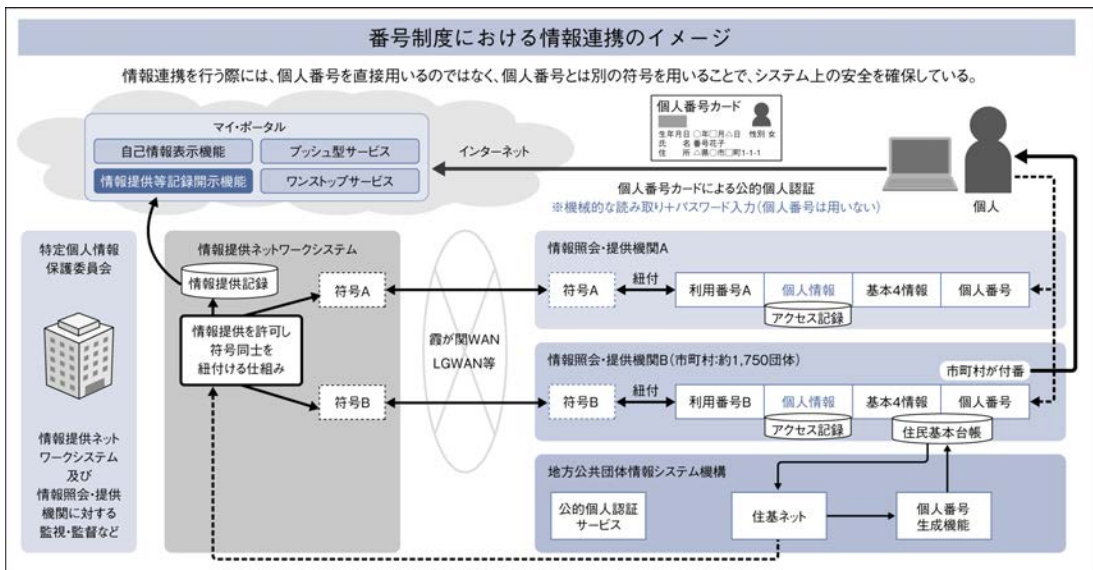


出典：「社会保障・税番号制度について」内閣官房社会保障改革担当室、2013年8月

まず、①付番について。すべての国民（住民基本台帳に登録された外国人住民も同様）に対し、住民票コードを元に生成された「個人番号」（数字12桁を予定）を割り当てる一方、法人にも「法人番号」を割り当てる（付番）。割り当てた「個人番号」は、「通知カード」によって国民等に通知される。番号の通知時期は2015年内の予定である。

次に、②情報連携について。関係省庁や自治体において個人情報を分散管理しつつ、それらの間を情報提供ネットワークで接続して、番号をキーに情報連携を行う（ただし、セキュリティ保持のため各省庁等はそれぞれ別の符号を用いる）。バックボーンには、霞が関WAN、LGWAN等が用いられる予定である。情報連携のイメージは資料5-1-3参照。

資料 5-1-3 番号制度における情報連携のイメージ



出典：「社会保障・税番号制度について」内閣官房社会保障改革担当室、2013年8月

さらに、③本人確認のため、希望者に対して「個人番号カード」という顔写真付きのICカードを付与する。前記「通知カード」によって本人確認をすることもできるが、その場合には、運転免許証のような顔写真付きの公的身分証明書を併用する必要がある。

他にも、インターネットを介して自己の関係情報を閲覧するための仕組みとして、「マイポータル」も導入される予定である。

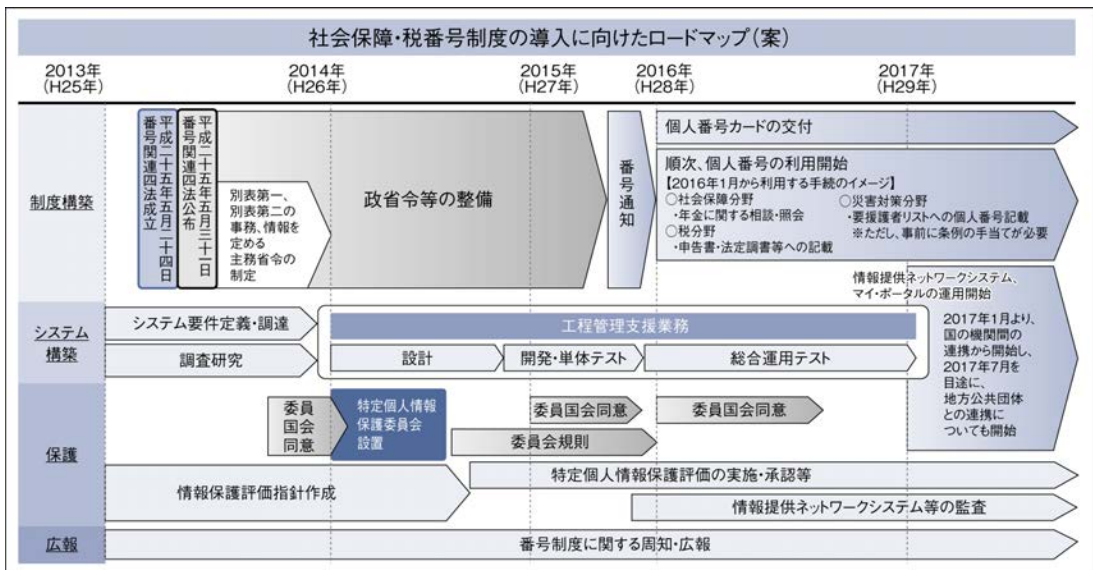
番号法は、プライバシー、個人情報を保護するため、個人情報保護法制に関する特例についても定めている。個人番号の利用範囲や、特定個人情報(個人番号を含んだ個人情報)を提供・取得・保管等ができる場合について、それぞれ個別に限定列挙しているほか、情報セキュリティ関連の規定等も置いており、罰則の強化も図られている。特

定個人情報保護委員会という第三者機関も2014年上半期を目処に設けられる一方、各省庁等は特定個人情報保護評価を実施する予定である。

税務や社会保険関係の申請手続等も対象になるので、行政機関や地方公共団体だけでなく、自社の従業員等について前記手続等を行うべき民間企業としても、施行に向けて、対応のために現時点から法律の概要を正確に把握しておく必要性は極めて高い。

その一方、資料5-1-4のとおり、個人番号の利用が順次開始される2016年初頭までに、民間企業を含めて関係諸団体は準備を完了しなければならないから、本書出版段階で対応を開始する必要がある(紙面の関係上、番号法の詳細は拙著『よくわかる共通番号法入門』商事法務を参照されたい)。

資料 5-1-4 社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ（案）



出典：「社会保障・税番号制度について」内閣官房社会保障改革担当室、2013年8月

■番号法に伴う整備

番号法に併せて、整備法（正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）も可決成立した。番号法に対応するため、関係する法律36本を、一括改正するものである。

これによって改正される法律の中には、税務・社会保障関係の法律だけでなく、住民基本台帳法、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律、不正アクセス禁止法などが含まれている。

例えば、住民基本台帳法について、住民票の記載事項および住基ネットの本人確認情報に「個人番号」を追加、住基ネットの本人確認情報を利用可能な事務を追加、住民基本台帳カードの規定を削除して、番号法の個人番号カードに移行する等の改正が加えられた。

■地方公共団体情報システム機構法の制定

地方公共団体情報システム機構法は、（財）地方自治情報センター（LASDEC）を廃止して、新たに地方公共団体情報システム機構（機構）を設立するための法律である。

従来からLASDECは、地方公共団体を相互接続する「総合行政ネットワーク」（LGWAN）の運用、住民基本台帳ネットワークシステムの運営等の事務を担当してきた。機構は、それらの事務を引き継ぐほか、新たに番号法に基づく個人番号の生成事務を担当する。

■内閣法の改正——「政府CIO法」

内閣法も改正された。今回の改正は、政府CIO法という通称で呼ばれている。すでに置かれている政府CIO（内閣情報通信政策監）に対し、正式な法的位置付けを付与するための改正である。

政府CIOとは、内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内

閣官房に特別職の国家公務員として置かれるものであり、政府 CIO を IT 戦略本部の本部員に加え、IT 戦略本部がその事務の一部を政府 CIO に行わせることができること等が規定された。府省庁が横断的に取り組むべき施策としての番号法に関する施策を推進する役割が、政府 CIO に期待されている。

■公職選挙法の改正ーネット選挙運動の“解禁”

これまで公職選挙法（公選法）によって禁止されてきたネット選挙運動を、新たに“解禁”するために、公選法の改正も成立した。選挙運動期間における候補者情報の充実、有権者の政治参加促進等を図ることが、“解禁”の目的である。“解禁”の概要は資料 5-1-5 のとおりである。

資料 5-1-5 ネット選挙運動の解禁

ネットで選挙運動ができる人たち				補足・注意事項
候補者	政党	一般有権者		
ネット選挙解禁で できること できないこと				
ウェブサイト (HP、ブログ・掲示板、SNS、 動画共有サービス等)	○	○	○	電子メールアドレス等(返信用フォームのURL やSNSのユーザー名などを含む)の表示義務 があります。
電子メール (SMTP方式、電話番号方式)	○	○	×	送信者は一定の記録の保存義務があります。 送信者の氏名・名称や電子メールアドレス等、 一定の事項の表示義務があります。
※送信先には一定の制限				

出典：「ネット選挙運動特集」Yahoo!Japan (提供：総務省)

まず、この改正によって、「インターネット等を利用する方法」による選挙運動のうち、「ウェブサイト等を利用する方法」は“全面解禁”され、一般有権者を含め、誰でも行えることになった。インターネットのホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を使用して選挙運動をするような場合である。

これに対し、「電子メールを利用する方法」は“部分解禁”にとどめられた。具体的には、候補者や政党等には“解禁”されたが、一般有権者には“解禁”されなかった。電子メールは密室性が

高く誹謗中傷・なりすましに悪用されやすいこと、複雑な送信先規制等を課しているため、一般の有権者が処罰や公民権停止になる危険性が高いこと等が、“部分解禁”にとどめた理由である。

とはいえ、SNS のメッセージ機能による場合は、「ウェブサイト等を利用する方法」に該当して、一般有権者でも利用できる。これと電子メールの場合とを区別すべき実質的理由がないとして批判する声も強い。

前述のとおり候補者や政党等は電子メールによる選挙運動ができるが、その場合、原則とし

て、受信者のオプトイン（事前同意）を取得し、オプトアウト（再送信拒否）に応じなければならぬことが条件となっている。

ネット選挙運動も選挙運動の一種であるから、選挙運動期間（公示・公告後の立候補日から投票期日の前日まで）に限られること、未成年者等は許容されていないことは、通常選挙運動の場合と同様であり、そうした枠組みの範囲内で認められている。

選挙運動のための有料インターネット広告は、原則として禁止されているが、政党等は一定の条件で有料バナー広告を用いることができる。

ところで、ネット選挙運動については、不正行為（成りすまし、候補者に対する誹謗中傷行為等）の発生が懸念されてきた。そのため、ネット選挙運動を行う際には連絡先を記載することを原則的に条件とする一方、公選法が定める氏名の虚偽表示罪の対象にも新たに含められた。誹謗中傷行為は、公選法が定める虚偽事項公表罪の対象になるほか、刑法の名誉毀損罪・侮辱罪の対象になる。

もともとネット上の誹謗中傷行為はプロバイダ責任制限法の対象とされているが、ネット選挙運動（落選運動も含む）について特則が設けられた。プロバイダ等から情報発信者に対する削除同意照会期間を、通常の「7日」から「2日」に短縮するという内容のものである。

候補者のウェブサイトを改ざんする場合のように、不正の方法で選挙の自由を妨害した場合には、公選法が定める選挙の自由妨害罪に該当する。

今回の改正による“解禁”は、2013年7月公示の参議院選挙を皮切りに施行されている（ただし投開票は福岡県中間市議選が先行）。この参議院選挙では、目立った不正行為は見受けられなかった半面、あまりネット選挙運動が大きく活用され

なかったという課題も残された。

■成立したその他の法律（成立日順）

第1に、電波法が改正された。電波の有効利用を推進するため、電波利用料の使途の範囲を拡大するための改正である。人命または財産の保護の用に供する無線設備の整備等を、新たに使途に含めるものとしている。

第2に、ストーカー規制法の改正によって、電子メールの送信行為が新たに規制対象として明記された。こうした形態のストーカー行為が増加していることに対処するためのものである。

1

2

3

4

5



[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2014年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp